

令和 8 年 4 月 2 0 日

指定旧供給地点の指定の解除について

近畿経済産業局長から意見を求められた【別紙 1】の事業者及び供給地点群の指定旧供給地点の指定の解除について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 2 2 条第 1 項及び第 2 8 条第 1 項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」に照らして審査を行いました。

審査の結果、【別紙 2】のとおり近畿経済産業局長に意見を回答しました。

【別紙1】

指定の解除事業者数：2事業者 指定の解除旧供給地点群数：3地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
伊丹産業株式会社 (法人番号：5140001077993)	高槻市勤労者住宅団地 茨木台団地
株式会社エネアーク関西 (法人番号：5120001118733)	北大阪ネオポリス

【別紙2】

公 印 省 略
20260313近畿第3号
令和8年4月17日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について（回答）

令和8年3月13日付け20260311近畿第7号により、
貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の指定解除について、
指定解除することに異存はありません。